



令和5年12月号

# 宮古労基署ニュース

宮古労働基準監督署 署長 下村 健治

12月1日から「いわて年末年始無災害運動」が始まります。

今年のスローガンは「あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害」で、実施期間が1月31日までとなっています。これから迎える年末年始は、慌ただしさに加え、凍結、積雪等の自然要因も重なり、労働災害、特に転倒災害と交通労働災害のリスクが高まります。この運動期間を通じ、労働災害の発生リスクを的確に把握して、事前に対策を講じましょう。

残念なお知らせがあります。当署管内では、令和4年4月以来577日間、死亡労働災害ゼロが継続しておりましたが、11月27日に林業の現場で死亡労働災害が発生しました。災害発生原因など詳細は調査中ですが、労働安全衛生規則や社内の安全ルールを守ることが労働災害防止の基本となりますので、ご留意をお願いします。

## 第14次労働災害防止計画について

- 令和5年度から5年間、第14次労働災害防止計画に基づき、重点的に取り組むべき事項を明確にして、労働災害防止対策の取り組みを促進します。

宮古労働基準監督署では、5項目を重点事項として取り組みの促進を行います。

- ①行動災害(転倒、腰痛)対策への取り組み
- ②製造業における機械によるはさまれ巻き込まれ災害防止の取り組み
- ③建設業における墜落・転落災害防止のリスクアセスメントの取り組み
- ④道路貨物運送業における荷役作業における安全ガイドラインの措置の取り組み
- ⑤林業における伐木作業の安全ガイドラインの措置の取り組み

労基署ニュースにおいても、上記5項目を順番に特集し、取り組みの促進を行う予定としていますので、皆様ご確認いただき、参考にしてください。



## 建設業に係る労働災害の発生状況

直近の暦年である令和4年1月～12月の期間中、全産業における死者数は774人で、そのうち建設業における死者数が281人(36.3%)となっており、業種別ではもっとも多い割合となっています。

また、建設業の死亡災害の約4割が墜落・転落災害であることから、14次労働災害防止計画では、事業者に対し、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組むことを求めており、2022年と比較して2027年までに15%以上死者数を減少させることを目標としています。

※裏面に好事例を紹介しています！

**安全 + 第一**

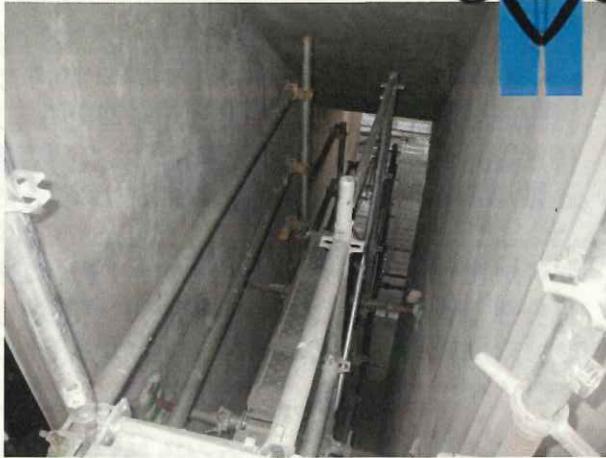


## 事業場における取り組み例（好事例）

橋本店・佐々木組特定共同企業体  
山田町立山田小学校新校舎等建設工事



原則設置する足場は  
手すり先行足場にしています。



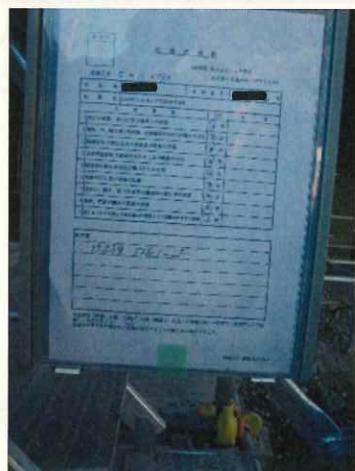
下請が狭隘部作業について、元請に相談  
したところ、元請が足場を設置しました。



要求性能墜落制止用器具の点検方法を  
作業員全体にレクチャーしています。



安全作業を行っている作業員に対し、感謝状を渡し、意欲向上を図っています。



漏れやすい事項ですが、大雨後にも足場の点検がなされています。

※安衛則第567条第2項では、「事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震(中略)後において、足場における作業を行うときは、点検者を指名して、作業を開始する前に次の事項(詳細略、ここでの次の事項とは足場に関する各種事項である)について点検をさせ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない」ことになっています。

皆様も好事例を参考にして自社(自身の工事現場)の取り組みを強化しましょう！